

気になる相談（令和6年8月）

## 「『いいね』を押すだけで気軽に稼げる」等とうたう副業トラブル

SNSやインターネット検索等で見つけた副業サイトで「『いいね』を押すだけ」「スタンプを送るだけ」「スクリーンショットを撮るだけ」など、簡単な作業で稼げるという副業に応募したところ、報酬のために事前送金を指示され、その後も様々な理由で振り込みをさせられた挙句、高額報酬は得られなかった等という相談が増加しています。

スキマ時間で効率よく稼ぎたいとのニーズの高まりに伴い、こうした相談は年々増加しており、特にSNSをきっかけにした割合が高まっています。

### 【相談事例】

- SNSで「動画を見てスクリーンショットを送信するだけで報酬が得られる」との副業広告を見て、メッセージアプリで連絡を取った。指示に従うと、最初は報酬を引き出せたが、次は送金後に作業を完了させないと現金が引き出せないと言われた。そのため、指定された個人口座に振り込んだが、貯まっている報酬が出金できなくなり、詐欺にあったとわかった。
- 「〇分で稼げる副業」「『いいね』を押すだけで稼げる」というネット広告を見て、自分でもできると思い、メッセージアプリで友だち登録した。その後、指示通りアプリをインストールし、アプリに数十分間隔で送信される広告に毎回「いいね」を押した。貯まった報酬を出金するため現金を振り込む必要があると言われたので個人口座に振り込んだら、報酬分も含めて現金が振り込まれた。その後、数回にわたって現金を振り込んだが、出金しようとするアカウントが凍結され、凍結解除のためにさらに現金を振り込むよう言われた。

### 【注意点】

- 「『いいね』を押すだけ」「スタンプを送るだけ」等、簡単な作業で報酬が得られることを強調し、副業へ誘引されます。
- 最初に数百円程度の報酬を得られることで相手を信用してしまい、その後高額な負担を求められても報酬への期待から金銭を支払ってしまいます。
- 報酬を得られるはずが、様々な理由をつけ、先に消費者に現金を振り込むように指示してきます。

### 【対処法】

- 簡単に稼げることを強調する広告は詐欺の可能性があるのでのみにしないようにしてください。
- 相手が誰か不明な場合には、安易に住所や氏名、免許証の写真等の個人情報を開示しないようにしてください。
- 相手の説明に不信感・疑問を抱いた場合や、報酬を得るために金銭等を求められた場合には、言われた通りに振り込まず、最寄りの消費生活相談窓口へ相談しましょう。

消費者ホットライン 188 又は 愛媛県消費生活センター(TEL:089-925-3700)